

令和5年 第9回文教厚生常任委員会会議録

令和5年7月20日

○事 件

所管課報告事項

- (1) 病院奨学金貸付の見直しについて（八雲総合病院・熊石国保病院）
- (2) 八雲総合病院における一般病床の削減について（八雲総合病院）
- (3) 八雲総合病院における外国人材活用について（八雲総合病院）
- (4) 不妊治療費等助成事業について（保健福祉課）
- (5) 第2期八雲町健康増進計画策定に係るアンケート調査について（保健福祉課）
- (6) 公衆浴場対策事業について（環境水道課）
- (7) 建築物の解体時等における残置物の適切な取扱いについて（環境水道課）

協議事項

- (1) 常任委員会の視察調査について

○出席委員（8名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	佐 藤 智 子 君
	大久保 建 一 君		齋 藤 實 君
	能登谷 正 人 君		関 口 正 博 君
	黒 島 竹 満 君		倉 地 清 子 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（2名）

議長	千 葉 隆 君		宮 本 雅 晴 君
----	---------	--	-----------

○出席説明員（10名）

庶務課長	長谷川 信 義 君	医療連携課長	佐々木 裕 一 君
医事課長	加 藤 貴 久 君	医事課長補佐	佐 藤 哲 也 君
熊石国保病院事務次長	小 池 克 明 君	保健福祉課長	戸 田 淳 君
保健福祉課長補佐	長谷川 聡 君	健康推進主幹	鈴 木 郁 美 君
健康推進係長	佐 藤 尚 樹 君	環境水道課長	横 田 盛 二 君
環境水道課長補佐	作 田 知 宣 君	環境衛生係長	西 山 誠 君
業務係長	松 本 俊 紀 君		

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） 少し早いんですが始めさせていただきます。

◎ 所管課報告事項

【八雲総合病院職員】

○委員長（赤井睦美君） 今日は、まず総合病院と国保病院から報告事項三点あります。

一点目、病院奨学金貸し付けの見直しについて、ご報告よろしくお願いたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 本日報告が3件ほどありますが、両事務長公務で出張中ですので、ご了承願います。

まずはじめに、病院奨学金貸付の見直しについて説明いたします。資料1をご覧ください。

病院奨学金貸付制度は、助産師、看護師、准看護師及び薬剤師の育成・確保を目的として、その修学に必要な資金を貸し付けしてきたところであり、地方の医療機関にとって医療従事者確保は最重要課題の一つであり、確保に向けて当該制度のPR活動等、鋭意努力してきたところではありますが、慢性的な職員不足は解消されていないのが現状であります。また、各養成所及び大学に係る必要経費では、授業料、教材費、実習費など年々増加傾向あること、また、物価上昇等、経済情勢の変化を勘案し、見直しを進めようとするものであります。

2、令和5年度現在の利用状況ですが、総合病院は助産師1名、看護師17名、薬剤師2名、国保病院は薬剤師1名となっております。

3貸付金の見直しですが、助産師は、月額10万円を15万円、看護師は、総合病院6万円、国保病院7万円としていたものを10万円に統一、准看護師につきましても、総合病院3万円、国保病院5万円としていたものを7万円に統一し、薬剤師は月額10万円を15万円に見直そうとするものであります。

貸付額見直しの考え方ではありますが、まずは、この制度利用者のうち、多くを占める看護師養成につきましては、長年、30年以上前から同規定額により運用を続けてきたものであり、この部分の見直しにつきまして、まず初めに検討したものであります。

他の自治体医療機関の制度と比較しますと、現在の当町の看護師貸付額は、決して見劣りするものではありませんが、平均的な金額設定であり、中には今回見直そうとしている月額10万円という医療機関も存在しており、看護師確保を強力に推し進めるため、大幅な増額を提案しようとするものであり、合わせて、准看護師につきましても相当額を増額しようとするものであります。また、助産師、薬剤師につきましては、更に確保が困難な職種でありますことから、これまでも、より高い貸付額の設定としておりましたが、看護師の増額幅に合わせ見直そうとするものであります。

裏面、次ページをご覧ください。4の適用開始時期ですが、令和6年度新規貸付者から適用とし、これまでの貸付者につきましては、従前のおりと考えております。

5の令和6年度影響額ですが、新規貸付者を総合病院5名、国保病院1名と見込み、それぞれ、240万円、36万円と試算しております。本件につきましては、八雲町病院奨学金貸付条例の一部を改正する必要があるとございますので、第3回定例町議会へ一部改正案として上程しようとするものでありますので、よろしくお願いたします。なお、本制度の見直しをご承認いただけた際には、新年度に向けてPR活動を進めて参りたいと存じます。

以上で、病院奨学金貸付の見直しについての説明といたします。よろしくお願申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 前にも聞いたかと思うんですが、この貸付の、今までの出し入れする場所というか、金額を出す場所を教えてくださいいいですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） この貸付する予算表の科目のお話しでよろしいでしょうか。まず貸付金については資本的、いわゆる4条予算といわれる予算から支出してございます。そしてそのあとですが、償還が免除となる期間、3年なり4年なりございますが、そうなった際には収益収支、その分を免除するので特別損失として予算整理をすることとなっております。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 看護師さんと助産師、それから薬剤師って、専門職の職種的に言ったらこの職種なんだけれども、専門的に総合病院でもほかの名称特性や業務特性の職種もあると思うので、ほかの職種も対象にするとか、これ今は充足されてるけれども、今後、少子化の部分だとかそういうことも含めて、やっぱりこれからのことを見据えて、今増額するのであれば、ほかの職種についても、これから充足されるから、こういうことやらなくてもいいっていうふうに思っているのか。たとえば、ほかの簡単に言ったらPTとかOTとか、検査技師だとか、それから視能訓練士だとかいろいろ今専門学校があると思うんですね。だからそういったほかの職種についても、逆に言ったら特色ある分を出すのであれば、そういった部分も検討して入れたほうがいいんじゃないかっていうふうに、前からこの看護師さんと薬剤師さんは特別不足しているというのはわかるんだけど、ほかの職種についてはどうなんですかね。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長ご指摘のとおりでして、その部分についても院内、町の財務も含めて検討はしたところですよ。たとえば、放射線技師や管理栄養士はなかなか

か募集しても来ていただけないという現状はございます。そして医療機関に貸付制度等もいろいろ情報収集した中で、非常に悩んだところですが、今回についても、まずは看護師薬剤師について増額させていただいて、次にこのほかの医療従事者についてどうするか引き続き議論していきたいと考えております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 町のホームページにでも管理栄養士とかでも結構常に募集している状況、実態があるから、なかなかこの値上げするとか、する部分で予算上の部分とかも考えて、こういうかたちになってるかもわからないんだけど、実際にいなければ困る職種がこのほかにはあると思うので、早急にやっぱりそういった部分も考えていかないと、なかなか確保していけないと思うので、検討していくということであれば、今後、頑張っしてほしいと思います。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） ちょっと聞きたいんだけど、償還前に辞めたりして残っている人はいないの。貸付金残っている人はいないんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） たとえばですが、勤務年数、免除となる期間を待たずに辞めた場合は、全額残債分と利息を返していただくルールとなっていて、残っている分は全て払っていただいておりますので、残として残っている分はございません。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） だいぶ前に途中で辞めて、残っていた部分があったんだよね、前はね。だからそういうのもちゃんと解決してるのかなって思って聞いただけ。きちんとしてる。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） 今、同じようなことを聞こうと思ったんですが、たとえば免許取って卒業したと、そしてお礼に八雲総合病院に勤務した。そうになると、ある程度の変化、あくまでも貸付金だから返してもらうんだけど、期間を長くするとか、あるいは年に2回とか毎月支払わなくてもそういうある程度そういう支払方法なんかも何点か考えているの。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員ご指摘の質問、この貸し付けた貸付金の免除といたしますか、返還のお話かと思いますが、基本的には3年なり4年なりって部分を務めていただいたら、全額返還免除という制度になっておりますので、先ほどもご説明いたしました。途中で辞めてしまった場合には残債分利息を含めて一括返還が原則となっておりますので、よろしく願いいたします。

- 委員（能登谷正人君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。
- 委員（能登谷正人君） ちなみに看護師さんの場合は何年勤務。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 一般的ですが、看護学校ですと3年、大学だと4年かかるので、その年数相当を勤務していただくというかたちになります。よろしくお願いいたします。

○委員（能登谷正人君） はい、わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

希望だけ言っていいですか、この奨学金を受けるってことは、総合病院や国保病院である程度働くってことですよね。私はやっぱり、これから本当に少子化でみんな奪い合いだし、その奨学金の額もあるけれども、この病院の入ってからの、本当に勉強できる病院かも、かなり重要だと思うんですね、働きやすいかどうか。だから額をアップするとともに、環境整備というか、今が悪いてわけではなくて、より良くしてほしいと。総合病院に来て勉強になってよかったって、ずっと居たいって思ってもらえるような、そんな病院にしてほしいってお願いでした。すみません、よろしくお願いいたします。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 一つだけ、この今までの貸し付けの金額、前より上がるんだけど、以前に●●をした割合っていうか、貸付してもらってお礼に働きますって、その年度まで居る人たちの割合というか、辞めないでいてくれる人というのが、どれだけいて、3年終わったら、返し終わったから辞めていいって人とかもいたら寂しいなと思って、その辺ってちょっと質問の仕方変なんですけれども、教えていただければ。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 貸し付けた方の病院に残っていただけるかって質問かと思いますが、途中でですね、免除となる期間を待たずに辞めていく方は0ではないですが、非常に少ないと思います。去年、令和4年度でいったら、たまたま返還があった方2名いましたが、いろいろな事情があつて辞められたようですが、そういった方はわずかだと思います。

それと免除となる年数勤務したあとですが、やはりですね、本来長く働いていきたいところではありますが、なかなか若い看護師さんは都会志向といいますか、引き止めてはいますが、出られる方が一定程度いるのも、これも事実であります。看護部、そういう人も含めて全力で引き止めてはいますがなかなかやむを得ないところだと思ってございます。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 言葉の問題なんだけれども、●●というのは表面上良くないと思うので、削除する。なんか奨学金減免って。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ二点目の報告に移ります。八雲総合病院における一般病床の削減について、ご報告よろしくお願ひいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） それでは八雲総合病院における一般病床の削減について説明いたします。

資料の2をご覧ください。はじめに、当院の一般病床の現状について説明いたします。当院の急性期一般病床につきましては、現在108床を有しておりますが、そのうち中央6階病棟は、新型コロナウイルス感染症治療の重点医療機関として、陽性患者を受入れるための体制を確保しており、一般患者の受入れを制限しているところであります。ご承知のこととは存じますが、本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類となり、その取扱いが大きく緩和され、病床の確保に関しましても国からの財政支援が9月30日までとされるなど、その後の病棟運営の方策が求められているところであります。

2の病床の利用状況ですが、(1)令和4年度の状況としまして、延患者数2万197人、病床利用率は49.4%で、新型コロナ感染症対策として病床確保している中央6階病棟を除いた場合、③になりますが69.9%となっております。

(2)直近の状況としましても、病床利用率は41.8%、中央6階を除いた場合は62.1%と更に低下している状況にあります。

次に3看護師の配置についてですが、(1)コロナ陽性患者入院対応の現状としましては、常時、受け入れ態勢は確保しているものの、陽性患者が入院する段階で、配置しております。

(2)コロナ発生前の体制に戻した場合ですが、入院患者数に応じた看護師配置が必要であり、夜勤体制の構築等、相当数の看護師の確保は必要となりますが、コロナ禍前と比較して職員数は減少しており、病棟運営維持は困難な状況にあります。

裏面、次ページをご覧ください。それらを踏まえました対応策であります。入院患者数の減少と看護師不足を勘案しまして、中央5階病棟と中央6階病棟を統合し、一病棟として、効率的な運営を進めようとするものであります。

中央5階病棟40床、中央6階病棟37床で、計77床となりますが、国で定める施設基準上は一病棟60床以下とされていますので、17床を削減しようとするものであり、削減後の中央6階病棟は一般病床16床、感染症病床4床、計20床での運用を予定しております。

また、(2)病床削減後の全体病床数は327床から310床へ変更になります。

(3)運用開始につきましては、国からの財政支援、病床確保支援交付金が得られなくなる、本年10月1日からを予定しておりますが、本件につきましては、北海道知事の承認行為になりますので、承認があった日となる予定であります。

なお、本件につきましては、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正が必要となりますので、第3回定例町議会へ上程をさせていただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、八雲総合病院における一般病床の削減についての説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。

- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） その資料、資料2の1枚目の一番最後ですが、令和2年に4.1対178人が令和5年が4.1に対して171人、
- 委員長（赤井睦美君） 4月1日現在っていうことですよ
- 委員（佐藤智子君） ごめんなさい、そういうこと。7人減っているということなんですね。

人員確保が難しい、苦肉の策ということで考えられたようではございますけれども、これは国の地域医療構想にも合致したものですよね、その辺をちょっとお答えください。

- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 地域医療構想の中ではですね、具体的には病床、必要に応じた病床、どれだけいるんだって適正数を維持するものかと思いますが、考え方としては、当院としては病床維持が困難というところですね、苦肉の策といいますか、看護師不足もありまして、削減するというところでもあります。広い意味で地域医療構想ということをお考えたら、どんどん病床削減が加速していくと思いますので、その流れに沿ったものになると考えておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 2021年に病床削減推進法案というのが推進法というのが成立して国からの補助金でベットを削減するという方向になっていると思いますが、コロナが5類になったということで国からの交付金が減るのは確実ですが、その分減らしたベット数に対して、減少する場合の1床あたりの補助単価というのがあると思うんですけれども、その計算はされているのかってことですね。1床あたりの補助単価というのは、八雲はいくらになるんですか。

- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） その削減病床数に対して国から補助されるであろうって制度かと思いますが、その制度については承知していますが、現在北海道八雲保健所と進めている段階ですので、大変申し訳ございませんが、具体的な数字についてはお答えできませんのでよろしくお願いたします。

- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） それはいずれこの委員会に報告になりますか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 正式に病床削減等も今道と進めている段階なので、北海道厚生局も含めて、それが明らかになりましたら報告をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） ダウンサイジング支援補助金というのがあるそうで、病床稼働率が50%未満だと、1床当たり114万円、八雲が病床稼働率が60%以上70%未満を確保できるとしたら、ベッド1床当たり159万6千円とあって数字が決まってると思うんですが、それは想定済みなんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 国の制度としてそういうのがあるというのは承知してございますが、今現在うちの削減が対象になるかどうかは八雲保健所等を含めて協議を進めている段階ですので、よろしくお願いたします。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 私はやっぱり病床削減で診療報酬が下げられて困るということもあるんでしょうけれども、このコロナ禍でもやはり病院に入院できなくて在宅で療養せざるを得なかったという人達が全国にたくさんいて、八雲町も例外ではないと思うんですね、ですから17床というのも決して少なくないベット数ですから、私は、やはりなるべく減らさない方法で、もうちょっと考えてほしいと思っています。意見でした。
- 委員長（赤井睦美君） 答弁はいいですか。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員（黒島竹満君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 黒島委員。
- 委員（黒島竹満君） 以前、今はどうかかわからないけれども、あまり聞いてないけれども、以前は病院でベットがないから自宅で待機してくださいって言って、戻されて何人か亡くなってる。だからそういう人達が、結局もう家に帰って、それこそ亡くなってる人が何人かいた。今後そういうことがないように考えているのかどうなのか。結局、確かに看護師不足で、人不足でというのはわかるんだけど、だけどもやっぱりそれより命を大事にしていかなければならないから、結局、せつかく病院に行って、次の日亡くなったって話がさ、何回もあったわけだから、そういうことを今後考えているのかちょっと。
- 総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。
- 総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員がご指摘の事例については申し訳ありません、具体的にという部分は差し控させていただきますが、まず病床削減の部分と看護師基準配置の部分の考え方としては、提供している医療体制を維持するという部分もあるという部分をご理解いただきたいと思います。入院されてる患者さんたちに、今二つの病棟を一つにしているということは今、感染症病棟で使っている病棟に一人ないし二人で入ったときに10対1の看護基準を守るための看護師を配置しなければいけない、夜勤体制も組まなければいけないということで、病院全体として職員を配置する部分が希薄になってしまうとい

う部分は実際に生じています。そういった部分の解消もあるという部分のご理解いただきたいと思います。

あと委員がご指摘の入院の適否については、ドクターには、その部分慎重にという部分は、毎回お話をさせていただいています。事務長通じたり、院長通じたり。悲しくもそういう事例が起きたということは、過去にあったのかとも思いますけれども、入院の判断、病状の判断についてはドクターの意向ですので、私ども入院させてくださいとか、入院させないでくださいってことではないという部分は、ご理解いただきたいと思いますが、一般論として、危険性がある部分についてはそういう対応をお願いしますという部分はお願いしているところ です。

利用状況でもお示ししたとおり、うちの病院ベッドが空いてないわけではない、入院させないわけではありません。あくまで入院の必要があるかないかの判断をドクターが下して、その結果入院していただくってかたちになると思っておりますが、その中で悲しい事例が起きるといふ部分を、最大限配慮して対応するといふ部分は、日々指導といっているのか分かりませんが、ドクターと話をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） いろいろ今説明があったんですが、実際に私の地域でも二人かな、二人そういう人が次の日に亡くなってる。その他にも、まだ他の地域でもあったし、だから何故亡くなって、何故入院で一時自宅に帰したのと言ったら、ベッドが空いてなかったとか、大丈夫だから家に帰ってもらって待機してもらったとかさ、そんなかたちで亡くなってるわけだよね。だからやっぱり、このベッド数減らして、そういうことが一つでも二つでも緊急患者のためにあるというならいいんだけど、その辺まで今の事情はよくわかるんだけど、入院側の事情はわかるんだけど、もうちょっとその辺考えながら、そういうことがないように、それこそベッド数がないとか、ベッドの空きがないとかってことがないようにしっかりとやってほしいと思っております。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員がご指摘の部分はもともとだと思います。入院ができないっていうか、結果として入院にならない理由としてのベッドが空いてないというのは今後ないというふうに思いますし、そういうようなドクターにも、取り扱いについて奨励していきたいと思っております。

ちょっと視点は違ってしまいかもしれませんが、当院としても入院患者の確保は病院経営の最重点課題で、入院患者の確保、入院患者の増が病院の収支に直結する部分があるので、適切な医療提供という部分があるので、過剰医療提供になって必要がないのに入院させるって本末転倒なことが起きてしまうのは駄目ですが、そういうことがないように配慮しながら続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 直近の実績で、6階を除いて62.1%ということですが、これ6階の17床減にしたときに、やっぱりこの利用率はまだ高くなるわけですよ、最終的には、これ急性期の病床はどれくらいになるんですか。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） まずは急性期、一般病床急性期としては27床減らして91床になります。それで割合的にはパーセントは概算ですが約63%くらいになるのかなと考えています。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） そしたら現在でもベッド数は空いてるっていいことですね。対応できるって考え方でいいんですね。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員ご指摘のとおり、ベッド数は確保しています。当院、北海道の医療圏の二次医療圏のセンター病院としての役割もございまして、二次救急までは受け入れとなっておりますので、そういった部分を勘案して、ベッド確保しているという部分でございますので、委員のご指摘の部分は対応できると思います。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） それともう一点ですね、入院患者の部分は全体的に実績を見たら減ってるんだけど、外来の部分は大きく減ってないんだよね。これはどのような捉え方していますか。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 一時期この4年間、コロナ禍4年間でなかなか病院の受診控えという部分で、病院にかからない、もしくは電話診療等で最低限の定期処方等で治療していた患者様がそういう影響で外来患者は落ちていたと思います。

○委員（斎藤 實君） 落ちてないんじゃない。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） コロナ禍は現在5類になる前から、今年度もしくは4年度後半くらいからは、外来患者が徐々に令和元年度、2年の2月くらいから、元年度末の患者数がコロナ禍前と捉えていますが、その水準までだいたい同程度まで97、98%もしくは101%で科によってばらつきがありますが、同水準まで患者数は伸びてきているのが実態です。病院にかかる患者様は増えてきているのが実態ですが、実際に重症な患者様が入院に至る患者様は、とくに手術案件が減っている部分が私たちとしてもどうとらえていいのか今分析中でございます。実際に入院患者の中で急性期を占める要は手術、整形や外科の手術件数が落ちているのが、入院患者が落ちている原因だと思っておりますので、患者数が減っているのか、それとも当院としてなかなか申しにくいですが、病院を選択する時代で、当院が

選ばれているのか、選ばれてないのかって部分にも踏み込まなければいけないのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） ダウンサイジングの話もありましたが、いずれにしても人口減少の中で、やっぱりある程度規模の縮小というのも八雲町だけではなく、二次医療圏全部そういう状況となっているんですが、一方で公共交通のも今、試験運行していて、あまり利用されていないんですよね。それでやっぱりその黒岩方面、落部方面やっぱり目的は買い物と病院なので、やっぱりその辺、国保病院みたいな感じの循環バスの部分と、今の公共交通の関係を含めて、今のやり方で公共交通を予約制にしたら少し良いとかあるのかもしれないけれども、その部分採算の部分もあるし、あと直近で可能なのは、長万部の国保病院なんかも99床か60だったかな、実態としては10床くらいしか入院患者いないんです。ほとんど外来も南のほうの病院というか八雲総合病院か伊達のほうに行っている動向が、国保の関係で動向が見れるんですけども、そうすると、ある程度八雲総合病院に来る率は長万部地域も多いみたいなので、そういった部分での足の確保とか、サービスの充実していかないと、実際、呼び込むという部分でいったら、ただただ、減少していく、人口減少の中でいくので、何らかの対策というか、広域的なのをやっていかないと駄目だと思うし、実際に他町村のことだからあまり言いたくないけれども、なかなか隣の町のさっきの話ではないけれども、病院を新しく建てるっていても建たない状況を見たら、こっち側のニーズは高いし、そういうほかの二次医療圏の中核病院としての位置付けの評価という部分でいうと、もう少し二次医療圏の対策を強化していかないと駄目だと思うんですね。議会で4町の交流、今金、せたなと交流していたら、せたなの議員さんとか、今金の議員さんが、やっぱりこのまず道路を直してくれというんです。道道。なぜ道道を直してくれと言ったら、やっぱり総合病院にきてる患者が多いからっていうのがあるから、自家用車で来る人もいるけれども、そうでないバスみたいなのを望む人も結構いるみたいだから、そういった戦略というか、二次医療圏の戦略的な部分で考えていかないと、なかなか単独で八雲町の外来・入院、町内の患者さんよりも町外の患者さんのほうが多い実態を見たら、そのところも何らかの対策をしていかないと、町内の八雲総合病院だから町民の部分は基本なんだけれども、実態としては二次医療圏からかなり来ている実態を見たら、サービスの提供とか利用者の部分は、やっぱり二次医療圏のことを含めて考えていかないと。直結、病床の問題も直結してくると思うので、そういった部分を少し具体的にやったほうがいいんじゃないかって思うんですけれども。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員のご指摘のとおりだと思います。二次医療圏の中でも、都市部を抱えない渡島檜山という、他にも道内にはそういう地域もございますが、私どもが所属する北部渡島檜山って二次医療圏については、人口減少が他の地域より激しく進んでいて、八雲町内もちろん減っていますが、他の地域のほうから人口が減っている、

高齢化高齢化といった部分が、総人口が減少になっているという部分で、患者様がいなくなっているという事実は厳しく捉えています。

そういった中で、高齢化していく中で、足が不自由になったり、運転免許の返納ですとか、いろいろな部分でご苦労されている皆様方の部分は、以前町長が答弁でも申し上げた、患者輸送バスの検討を具体的に進めているところでございます。それをどこまで延ばすかはほかの町の課題もあるので、政治的な判断も絡んでくると思うんですが、まずは町内の部分という部分で検討を初めて、先ほど言ったように、一番利用者の多い長万部や北部檜山方面、どの連絡をどうするのが最適なのか、もちろん費用対効果も含めて考えなきゃいけないときに来てるというのは十分認識させていただいておりますので、スピード感をもって検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 病床使用率を考えると、病床削減はある程度仕方がないことだと思いますし、元々の病院の無理が大きすぎるという部分もあるので、身の丈に合ったかたちに合わせていく段階なんだってことは、私自身はそのような理解しております。

それで患者数の減少の、今、議長からもいろいろ話があって、もっともなことなんでしょうけれども、もう一つは、人口減少は八雲ばかりではなくてほかの地域もそうで、コロナを経験したのも、八雲だけではなくてほかの地域もそうで、実際に何が起きたかと言ったら、やっぱりリモートや電話でも診察は当然増えていって、初期診療はそれで済んで、さらに調子がいいときにうちの病院に来てくださって、そんな流れってこのコロナを経験した中で顕著になってきているのかなって気はしているんですね。

前回の委員会の中でも、電話診察、私も受けたって話をさせていただきましたが、それも何月かで終わるって話もありました。このデジタル化は、人材不足も含めて、患者数の減少も含めて対応していく上で、非常に重要な部分だと思いますので、これ国保病院にもお伝えしましたが、是非これは病院内でしっかりとチームを組んで対応していく人材、これ看護師さんの奨学金増やすというのは当然のことで、これもしょうがないことなんだろうけれども、それ以上に少ない人数でいかに対応するか、体制をいかに構築するかは重要な、これからの鍵となってくるところであると思います。

俺、本当はこのあとの外国人材で喋ろうかと思っていたけれども、これ医療スタッフが足りないのも、もちろん八雲ばかりではなくて、ほかの地域もそう。果たしてこれから外国人材入れていくにあたって、事務局が本当に大丈夫なのかなって部分が、すごく心配するんです。

それでいろんな対応をしていく、このコロナなんかもそうだけれども、相当な事務量だったと思うけれども、日々変わるこういう状況に対して、対応できる医療事務体制が取れているのかというのも、一回検証していただきたいと思います。

医事課長が、いろいろ検証しているということだけれども、いろんな方々のお話を聞いてしっかりと事務体制を熊石国保も含めて、是非構築、この機会にしっかりと構築していただきたいというふうに思いますが、その点に関しての認識はどうですか。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） ご指摘のとおりだと思います。ご指摘ありがとうございます。

まず、この医療事務というか、病院全体の事務方としての法整備や、日々変わっていく医療制度の対応等については、日々研鑽していかなきゃならないのはもちろんですが、ご指摘のとおり、国が進めるデジタル化の中で、今、マイナ保険証のことが一番取りざたされていますが、そういった中で、処方箋の在り方や、委員ご指摘の診察の在り方についても電話診療は急場しのぎの部分がありましたが、タブレットやスマホを使ったオンライン診察という部分も、法整備の中で選択肢として扱えるようになっていく途中、今過渡期だと思っています。そういった中で、当院もそういった部分の利用者のニーズの部分も含めて再度検討しなければいけないと思っていますし、もちろん医療スタッフの削減できる業務量についての簡素化を図って、サービスを落とすのではなくて、作業量を減らすという部分でデジタル化を図っていくのはもちろんだと思っているので、そういった中で、よりよい医療提供とスタッフの働き方を配慮したかたちで物事を進めて行くつもりでありますので、よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 病床使用率が低くて人件費率が高くて、これ医療事務の部分に関しては事務局からは非常に申し上げづらいことがあるんだろうと思います。ここは院長が気付く部分ではなくて開設者がしっかりとカバーしていただきたいと思うんです。やっぱり院長は医師ですから事務のほうにまで気を配れないのかなって状況が目浮かぶ気がして、以前も免除の件でちょっといろいろありましたが、そういう事務のなんかバタバタした感じが目浮かぶ気がするんですね。

それでアドバイザーさん、最近どうなっているのかちょっとわかりませんが、以前お話を委員会の中でさせていただいたときに、医療事務に関しては、10人程度は足りないだろうと、これコロナ禍前ですよ、それでそれくらいでも様々な医療定数だとかの変更に対して対応できる体制が組めたら、10人くらい入れても間に合うだけのバックがあるっていうんですか、そういうお話もお伺いしたことがあるんですね。それが中身、僕らも素人だから分かりませんが、だから医療事務体制というのも気かけながら、医師不足だとか看護師不足だとかってことにばかり目が行きがちですが、そういうことも我々も目を向けていかないと認識ではあります。

あと予防ですね、今回、保健福祉課から人的交流なんかもあるでしょうが、予防活動もこれ後に繋がる医療活動、地域包括ケアのことも考えても、非常に重要となってくると思いますので、それで少ない人数でいかに対応していくかは、そういうこともしっかりとやっぴかなきゃならないということにも、これも何年も前からですが、しっかりと進めていただきたいと思います。答弁はいいです。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 委員長、総合病院医事課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（加藤貴久君） 医療事務、いわゆる受付・会計から含めたレセプト含めた、いわゆる医事課の病院の中での収入の大部分を含める医療事務について、ご指摘は大変ありがたいというか、そういう部分で注目していただいております。

確かにスタッフの出入り、特に雇用形態が、会計年度任用職員が多くを占めるという部分もあるんですが、そういった中で、人の出入りも多くて、一般事務とは違ってどうしても知識の習熟、あと目まぐるしく変わる医療制度の部分が、熟練というか習熟を重ねないとスムーズじゃないというのが、そのとおりなので、長期雇用、離職防止に向けた動きを今やっていますし、去年の3月から見たら医事課の医療事務スタッフも一時期何人か一斉に辞めた時期もあったんですが、その後補充して、去年の3月以前の人数に戻ってきておりますので、今熟練度を上げていく作業にかかっています。

あとアドバイザーについては、今も来ていただいております、特にレセプト請求の精度、確実に、行った行為を確実にお金に換えていくって部分をできるのが事務方として精度を上げていくことで、病院の収入確保に繋げていくって部分ですから、どうしても査定って保険診療所を通る通らないって一般的に言う部分ですが、そういった部分をどういうふうにドクターとも話をして、患者さんに提供するサービスを落とさないで保険診療所への制度上でやっていくかって部分が一番の課題となっておりますので、そういった部分を今アドバイザーを入れてやっているところであります。

どうしても患者の治療上、もちろん第一はですね、病院としての第一は患者様の命ですから、命や健康を守ることですが、その中で保険診療機関として収入を得るために、保険請求、要は国民健康保険や社会保険の保険者に請求して、それが通ってお金として返ってくるという部分が成り立たないと、ちゃんと収入が確保できないものですから、そういう部分を精度を上げていかないと、その中にDXを盛り込んで、今、AIを使った審査やいろいろな部分で、最終的には人の目が確認しなきゃいけないんですが、機械化は適切ではない、デジタル化で人の手間を省ける部分を今模索している最中です。

今年度、これはちょっと話はずれますが、導入から7年経った電子カルテが予算で通していただいて、今年10月に入れ替えになります。新バージョンになったときに新たな機能がいろいろ増えている中で、今までかかっていた部分を、そういった部分を補ってくれるという部分を早く取得して、今まで時間がかかった部分を、時間をかけずやっていける体制、これ病院全体の話ですが、レセプト一つについても、そういった部分でやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） ありがとうございます。

議会もなかなか、そういう部分の理解はなかなか難しいって、自分もまだまだ勉強不足から一緒に勉強しながら、より良い病院を目指していけたらいいなと思うので、いろいろお互いに意見交換しながら良い病院というより、いかに潰さずにできるかが勝負だと思うので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ三点目、八雲総合病院における外国人材活用についてご説明お願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） それでは総合病院における外国人材活用について、説明いたします。資料3をご覧ください。

本件は、令和6年度において、特定技能・外国人労働者を総合病院看護補助者として採用しようとするものであります。

1の看護補助者の重要性と外国人材活用の必要性であります。看護補助者は、主に病棟において患者の身体的介助や、療養生活の身近な場面においての患者サービスのほか、物品運搬やメッセージ業務など看護師をサポートすることで、看護師がより専門性を発揮できるための担い手であります。また、診療報酬の算定においては、一定要件を満たすことで看護補助加算を算定できるなど、診療収益にとっても重要な職種であります。

一方で、継続して募集しているものの、近年では令和3年4月1日付け1名の採用にとどまっております。現在在籍している看護補助者は30名であります。60歳以上は9名、構成比は30%、55歳以上ですと15名、構成比50%といった状況でありますので、早急な確保が必要となっております。

これまでの外国人材の活用に当たっては、技能実習制度がありましたが、平成31年度には新たな在留資格である、特定技能が創設され、外国人が国内の様々な業務に就労することが可能となり、在留期間は上限5年まで設定されております。

労働力が今後益々先細りすることが予測される中、地方においての医療従事者の確保は深刻な状況を迎えており、外国人材の活用を早期に進めることにより、看護補助者の確保を図りたいと考えます。なお、付近の事例では、町内では介護保険施設に導入実績があるほか、近隣では北斗市や奥尻町の介護保険施設、伊達市の民間医療機関において導入が進んでおります。

2の事業者の選定についてであります。外国人材の確保を進めるためには、外国人材とのマッチングや入国など煩雑な手続を要するため、これらサポートを民間企業に委ねることが現実的と考えます。想定する事業者は、(株)オノデラユーザーラン（以下「OUR」）としております。当該企業は、アジア圏域7か国に自社が運営する無償教育施設を展開しており、日本語教育はもとより、介護教育にも力を入れることで、各種評価試験では高い合格率を誇っております。また、日本国内各種業務に関するマッチングでは、本人の希望や能力を身近に評価していること、就業後も定期的に外国人材をサポートする体制を確保しているため、日本国内就業後の転職ケースが著しく低いなど、実績を有しております。

OURでは、①トータル教育プラン、②無償教育、③一気通貫したサービス、の3点を特徴としております。優秀な人材の確保、悪質なシンジケートへの入国前の借金排除、入国手続だけでなく就業後も継続したサポートを行えることが、当該企業の強みであると評価するものであります。OURは、平成28年11月設立 資本金1億円、(株)オノデラグループのグループ企業であり、グループ全体の令和5年3月期総売上額は1,140億円であるなど社会的にも一定の信頼がある企業と評価できます。また、医療及び介護関連業態である給食業務を手掛ける大手企業LEOCもグループの一員となっております。

3の「外国人材の選定と就業開始までの期間について」であります。OURからは、ミャンマー人の推薦を受けております。ミャンマーは仏教国であり、国民性としてはホスピタリティ旺盛、年長者を敬う、勤勉で日本語の上達が早い傾向にあることが特徴であり、病院で働く場合は、日本人の感性により近い、ミャンマー人が向いているとのことでありますので、総合病院としてもミャンマー人 20歳代の雇用を計画するものです。

ミャンマーから日本国内での就労までに要する手続期間は、8か月前後を要すると言われております。昨今ミャンマー国内軍政による政情不安を報道で目にしますが、日本への送り出しに関して特に影響しておらず、各希望事業者に順調に送り出されているとのことであります。ミャンマー人の受入に当たっては、年収基準が設定されており、1人当たり216万円の年収確保が必要となりますが、看護補助者の報酬を試算したところ、当該基準を上回っておりますので、ハードルはクリアしております。

4の受け入れ人数及び居住場所であります。孤独感の解消や後述する居住場所の関係から、2名の受入を想定しております。住居は、医師住宅である富士見町住宅（S62地区RCづくり）とします。間取りは3LDKとなっており、2名居住であってもプライバシーが一定確保されること、総合病院まで徒歩数分であること、スーパーなど日常生活に必須なインフラが徒歩圏に立地する利便性が高い環境にあります。また、当該住宅は、出張医の宿泊にも活用する可能性があるため、基本的な生活家電、給湯設備を備えており、大掛かりな初期投資・施設大規模改修が不要な物件となっております。

5の所要経費であります。雇用開始が令和6年度となりますことから、令和6年度当初予算措置とします。2名受入の際の初期費用は、入国手続を含めた送り出し費用として253万円（税込）、入職後の生活支援といった継続経費で月5万5千円（税込）・年額66万円（税込）となります。このほか、入国時の支援員旅費や生活支援のための面談に要する旅費等の実費費用が若干発生いたします。なお、初期費用につきましては成功報酬実績払いであり、早期離職の際には、一定額を払い戻す制度も担保されております。

6の今後の手続予定であります。8月下旬から9月上旬 OURとの契約締結、面接等人材確保手続を開始し、令和6年4月から8月の間での入職を計画しております。

以上、総合病院における外国人材活用についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この経費も示されていますが、このオノデラユーザーランってところに対する報酬提案を含んでのこの金額ですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） この金額につきましては、本人にお支払い、当然、会計年度任用職員って扱いになるので、その分。それと初期費用としてオノデラユーザーランのほうにお支払する額となっております。

○委員（佐藤智子君） はい。

- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） それが一番最初に書いてある 253 万ってやつなんですね。これとは別に会計年度任用職員なので 216 万円以上お二人に支払うというのが当初予算で考えられるってことなんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） そのとおりでございます。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） なんか安すぎる気もしますが、このオノデラユーザーランってところを選定するにあたって、ほかのいくつかの事業所を比較したりしたんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） このオノデラユーザーランのほかに数社から提案を受けてございまして、はじめはオノデラユーザーランさんのほうから提案されていましたが、いろいろ提案を受ける中でですね、この会社を上回るような事業者が見当たらなかったというところで、とくにこの会社については介護に力を入れているようでして、様々な業者があると聞いていますが、中には外食系が強いとか建設業が強いとかそういう紹介業者もいますが、介護に関したらオノデラユーザーランが非常に力を入れているということで選定に至ったところです。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） この募集形態というか、ホームページで募集したのかとかそういう募集の仕方と、あと選定、入札だったのか見積もり合わせなのか、プロポーザルなのかそういう形式的なことを教えてください。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） プロポーザルやそういった入札のような手続きはとっておりません。考え方としては、これまでもたとえば医師の派遣会社ですとかの紹介、人材派遣会社と契約してございまして、若干の手数料が発生するところではありますが、成功報酬制ということでマッチングして採用に至った際にはその分手数料をお支払いするというかたちになっておりますので、なにか競争をするというか、入札する手続きはとっておりませんのでよろしく願いいたします。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 長万部でしたっけ、伊達市とか介護保険施設の導入例や北斗市や奥尻町の導入例があるということですが、その方もミャンマー人の方が多いんですか。それでうまくかみ合っている機能しているかとかの、実績は何か聞いていますか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ほかの施設の導入実績については、大変申し訳ございません、詳しくは承知していませんが、この会社からの情報だと離職者はほぼいないと言いますか、1名いたようですが、円満退社ということでございますので、上手く機能しているものと認識しております。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 離職している人がいないということですが、契約が期間が5年だから5年がもし切れたらまた新たにきちんと斡旋して継続でやっている感じなんですか。それできるんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 制度的に5年間って上限がございますので、これはやむを得ないと思いますが、できれば継続的に採用を進めて切れ目なく進めて行ければいいと考えてございます。それと、もし今回うまくですね、病院で機能した際には、あと看護補助員の他にも院内の調理員ですとか、不足する部分がありますので、そういったところにも拡大をしていけたらなと。これはこれからですがそういう構想は考えています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） ここで喋ろうと思っていたんですが、このオノデラユーザーランさん僕も初めて聞いて調べてみたけれども、画面を見た限りでは信頼のある会社だと思います。実績の面とかは当然これから見ていかなきゃならないんでしょうが、もちろんこういう信頼における中間業者がいて、次に何が必要になってくるかという受入体制ですが、病院としてどういう受入体制をとれるか、それで数か月に1回こういう仲介業者の生活支援とかしてくれるということですが、日々の生活支援は八雲総合病院として組めるのかどうかって部分で、当然業務に対する支援、慣れるまでの間は相当大変な労力が必要だと思います。日本人がいなく、外国人材呼びました、頭数合わせではないので、もう外国人材が働く場所を選ぶって時代になっているので、先ほど特定技能だから当然5年だけれども、当然それも期限が来たらまた総合病院で働きたいって言ってもらえる体制づくりは当然作らないとならないんですね、その辺事務方としてはどのように考えているのか、どういう体制が組めるのか、今どういう体制でいこうと思っているのかお伺いさせていただきます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 受入体制ですが、まだ具体的に増員するとか、どの課がもつのかってところまで詳しい用意には至っていないのですが、まずこのオノデラユーザーランに関しては札幌に拠点がございます、支援員もございますので、日々の困りごとやそういった部分の相談には乗っていただけると。それと業務に関していうと現場、主

に看護部になりますが、そちらのほうで誰か指導的な立場の人がついて、当然外国から来る方なので不慣れなところがありますので、適切に指導していくということです。

それと日常生活全般ですが、こちらに関しては管理部門としてサポートしていただかなければならないと思います。特定技能ですから単に働くだけではなくて日本の文化にいろいろ触れたり関心を持っていただく、たとえば町内で開催されるイベントに参加していただいたり、季節ごとのクリスマスや七夕、ひな祭り、そういったものにも体験していただけるようなそんな●●を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） おそらく自分も聞いたことあるけれども、八雲町内でミャンマー人が入るのは初めてのことですかね。ほかで聞いたことは、僕はないんですが、文化的にいろいろ似ている部分があるということなので、その辺は少し安心しますが、そういう生活サポートってすごく大事な部分で、たとえば今受け入れしている外国人、日曜日になったらスーパーに買い物するのに一緒についていったりってこと、何十年も外国人材を受け入れて、そういうことがいかに大切かの結果なんだろうかと思うんですね。

この受入体制の強化、拡充。これ総合病院でできないなら町内民間業者に協力を要請するだとか、日々の生活サポートなんかも含めて、そこまで広げて生活支援というものを考えていただきたいな。是非、八雲総合病院が外国人材から選ばれる、それでさっき課長が言ったように、これが介護の現場や熊石国保病院はもちろんだけれども、自治体的にしっかりしているからここ良いよって国に言ってもらえるような体制が組めることが理想だから、是非そこを目指していただきたいなというふうに思います。そこ本当にオノデラユーザーランにまかせっきりではなくて、その点でも事務局がどうなのかってすごく心配していました。以上です。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ご心配いただいたとおり、生活支援の面では私ども初めての経験ですから、何が起こるか想像もつかないところですが、いろいろなことあるんだって想像しています。その中で来ていただいた外国の方がやくも町に来てよかったと、八雲総合病院で働いてよかったって、また5年後選ばれるような職場でありたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） もう一点だけ教えてください。八雲総合病院として、これ外国人材受け入れの枠というのがあると思うんですが、これは最大で現状で何人くらいの特定制能含めていれることができるのか分かりますか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 現在のところまずは2名と考えております。これがまた軌道に乗って、職員が不足しているということであれば拡大していくということは、十分に考えられると思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
なければ以上で終わります。ありがとうございました。

【総合病院職員退室】

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは保健福祉課より不妊治療等助成事業について、ご報告よろしくお願いたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 本日の案件は2件で、1件目が不妊治療等助成事業です。第2回定例会の倉地議員の一般質問に対して、町長から早期の実施に向けて検討すると答弁しておりますが、その後、北海道から今年度の新規事業ということで先進医療に係る助成事業を検討しているという情報がありました。

現在第3回定例会での補正予算の上程に向けて町が考えていた助成内容と併せて道の助成要件に対応できるように検討を行っておりますので、その概要について報告をいたします。

また2件目は、来年度予定している第2期健康増進計画の策定に向けて今年度実施するアンケート調査についての報告です。それぞれ担当者から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○健康推進係長（佐藤尚樹君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。

○健康推進係長（佐藤尚樹君） それではまず一つ目の、不妊治療費等助成事業についてご説明させていただきたいと思っております。

資料のほうをご覧ください。一つ目、目的としては、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療を要する費用の一部を助成することによって経済的負担を軽減し、少子化対策の充実に図ることを目的としております。

二つ目の助成対象者につきましては、一つ目、法律上の夫婦であること、二つ目に夫婦のいずれかが八雲町の住民基本台帳に登録されていること、三つ目に医療保険各法による被保険者、もしくは被扶養者であることを要件としております。

三つ目、対象となる治療と助成費用ということで、（1）一般不妊治療特定不妊治療と呼ばれる治療は下の四角に囲まれたものでございまして、こちらの治療を助成対象として考えております。助成費用については、検査及び治療費等に要した医療費の健康保険適用分とし、自己負担額から付加給付の額を控除した額ということで、こちらが町単独による助成事業として考えているものです。

（2）については、道が新規事業として予定しているもので、医療保険適用外のため、医療費が高額となる特定不妊治療の先進医療にかかる費用を助成する事業となります。治療

内容は四角に囲まれた治療を対象としていて、助成費用については先進医療に要した費用の総額に10分の7を乗じた額、上限が3.5万円となっております。負担割合については、道が2分の1、市町村が2分の1とされています。

資料の2枚目にイメージ図を添付しているのでご覧いただけたらと思います。1治療負担の例ということで、(1)一般及び特定不妊費用費については、本人負担である医療費総額の3割分を町が助成するというもので、仮に医療費総額30万円とした場合に町助成対象は9万円ということで考えております。

(2)先進医療費については保険適用外ということで、医療費総額の3割は本人に負担していただきますが、残り7割を町と道で助成するというもので、仮に医療費総額が5万円としたら、町と道で1万7,500円ずつ、本人は1万5千円だけで済むと助成内容で考えております。

資料の1枚目に戻りまして、4特定不妊治療の年齢・回数の要件、こちらについては、記載のとおりとなっておりますので、お読み取りいただけたらと思います。

5不妊治療に伴う交通費の助成についてですが、先進医療分については道の新規事業として、こちらにも創設される予定のものでありまして、一般特定不妊治療についても道の基準に基づいて町単独事業として助成することを考えております。

助成内容については、自宅から医療機関との距離が25kmを超える場合を要件としていて、助成額については実費額に3分の2を乗じた金額ということで、先進医療については助成額の負担割合、道2分の1、町2分の1とされています。こちらにもイメージ図が2枚目にあって、中段になりますが、交通費用負担の例ということで(1)一般及び不特定不妊治療に係る交通費、こちらについては交通費総額の3分の2が町が助成するものとなっております。仮に函館まで片道75kmとした場合に、交通費上限額が3,200円とされていて、本人負担は1,067円というかたちとなっております。

二つ目(2)先進医療にかかる交通費については、交通費総額の3分の2を町と道で2分の1ずつ助成するというもので、札幌片道201kmとした場合ですが、上限額が8,080円となっておりますので、2,693円ずつ町と道で負担して残りが自己負担となっております。

不妊治療費等助成事業の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長(赤井睦美君) このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員(倉地清子君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 倉地委員。

○委員(倉地清子君) まず話が進んでいることに感謝します。

道の、あわせて新規事業もこれから盛り込んでいけるということだから、併せて良かったと思いますが、保険適用のものに対して合わせて先進医療を組み込んじゃうと、結局は自己負担になるという部分は今のところ変わらないということですか。今現在、保険適用のものに関しては事故負担が3割、だけどその先進医療を合わせちゃうと保険適用外になっちゃうって診療体制だったような気がしたんですが、その部分は全く今後変わっていくというか合わせていけることなんでしょうか。質問がうまくできなくて。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 委員長、保健福祉課長。

○委員長(赤井睦美君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 先進医療については、国が保険適用の診療と併せて行う治療ということで国が特定したのになりますので、先進医療と一緒にやったものが保険適用外になるということはないです。保険適用外の医療費にプラス併せられるものが決まっていますので、ただそこは保険が適用になりませんので、その部分についてさらに7割を町が助成して道がその半分の補助してくれるというものになります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ2番目の第2期八雲町健康増進計画の策定に係るアンケート調査についてよろしく願いいたします。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 委員長、保健福祉課主幹。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 説明をさせていただく前に資料の訂正をお願いしたいと思います。（1）目的の下から2行目ですが、令和7年度から16年度に訂正させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速説明させていただきます。第2期八雲町健康増進計画策定にかかわるアンケート調査について（1）目的、第1期健康増進計画の策定に向けて平成26年度にアンケートを実施し、平成27年度から令和6年度まで10年間を計画期間とする健康増進計画を策定いたしました。

その後、令和元年度に中間評価として計画の見直しへ向けてアンケートを実施し、令和2年度から令和6年度を期間とした中間評価及び見直しの計画を策定いたしました。

この度、令和6年度が見直し計画の最終年度になることより、令和7年度から16年度までを期間とする、第2期健康増進計画の策定においてアンケートを実施することとなりました。

（2）アンケートの内容、別紙で2枚目にアンケートを付けておりますが、中段に基本情報を載せております。その次に5つの領域、12項目の質問、アンケートとさせていただいています。それで、がん検診についてというところにおいては、国はがん対策の推進基本計画の中で受診率50%を目指しています。

この調査の仕方は国民生活基本調査といいまして、職域の方も含めた調査ですので、受診率は目標50%としておりますが、八雲町は町の検診を受けた人だけが受診率になるので20%に満たない状態です。この健康増進計画のアンケートで、ここを職場健診を受けている方、病院で受けている方も含めて調査することで、国の目標にどれだけ近づいているのかなってところを比較することができるので、このような内容をここで聞き取りすることとしております。

次の歯についてということで三つの項目で歯とお口の健康の関心度、意識の度合いを確認したいと思っております。

食事について、三つの項目でメタボ予防生活習慣病に繋がる食生活について聞き取りをしたいと考えております。

次に運動について、この三つの項目で運動習慣と運動意識について聞き取らせていただきたいと思っております。

あと、こころについては、この2項目で心の健康状況について聞き取りをさせていただく予定であります。

また元のほうに戻りまして、(3) 調査対象者、子育て期、就労期、高齢期、というように各年代の方々に合わせて、保育園、幼稚園、各企業、保健福祉施設の方々のご協力を得ながら調査を進めてアンケートを進めて行きたいと考えております。

(4) 調査方法なんですが、今電話でお願いしている中で、施設とか企業のほうで全部アンケートを持って行きまして、そしてそちらのほうで回収していただいて、職員が受け取りに行くかたちであったりだとか、それ以外については、返信用封筒を付けて返送していただくほか、アンケートにQRコードを付けてインターネットの回答を考えています。

(5) 調査実施時期及び今後のスケジュールについて、7月下旬から町民ドッグの受診者にアンケートを配布する以外、8月上旬を中心に各企業、保育園・幼稚園、福祉施設へ配布を予定しています。回収につきましては、令和5年9月中旬をめどにしています。

アンケートの結果のとりまとめについては、10月から来年の3月を予定しております。説明は以上になります。

○委員長(赤井睦美君) このことについて質問、意見ありませんか。

○議長(千葉 隆君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 千葉議長。

○議長(千葉 隆君) 直接この健康増進計画の策定に関するアンケートの部分じゃないんだけど、各課で連携というのが必要なと思うのが、例えば、今これから公衆浴場の対策の事業で、お風呂がなくなったから、市街地にね。それで今タクシーで、住民生活課で送っていくっていうふうに制度が変わるって、これから説明を受けるんだけど、その中で今度完璧、自宅に風呂がない人はそっちを利用できるんですよね。それで今利用している人の中で、たとえばお風呂はあるんだけど、自宅にね、お風呂はあるんだけど、自分でお風呂の掃除できないとか、掃除できない人がいるとしたら、今度どうするんだっていう話になりますよね。そしたら普通介護度がどうのこうので、きっと日常生活できないと、だから普通デイサービスに使えるんだよとか、ショートステイの中でお風呂が使えるんだなって。そしたらそっちが知らないで、違うサービスを受けていたみたいで、何かのサービスができたときに、間違っってとか知らないでそっちのサービスを利用していたと。だけど今度制度改正するときに、そのサービスがお風呂を提供できるサービスができないと。そしたらその人風呂難民になる。だからそういう、今回たとえば公衆浴場のサービスやっていると、対象から外れる人に対して、どういうアプローチするかは、各課連携していたらできるはずだと思うので、そういった部分で、今入浴サービス受けている人で、自宅にお風呂ある人がたまたま利用していたと。そしたら利用できなくなったときにデイサービス、例えばできるとか、ショートのお風呂が利用できるとかって対象だったら救えると思うんで、そういう人がいるのかいないのかだけ、ちょっと確認しながら住民サービスの向上をしていかないと、移行するときに取り残される人が出てこないようなかたちの、各課の連携をしてほしいなって。

だからそういう点からいうと、こういうアンケートも大切なんだけど、こういう健康のアンケートやるときに、やっぱり今何を不自由しているかとか、健康を維持するため

にという部分を常に入れていくとか、健康のアンケートじゃなくて高齢者のアンケートするときには高齢者の今何が不自由しているかを必ず入れてほしいとか、そういうのがやっぱりアンケートとるときに、一番サービスの部分で一番、俺たちの主体からいったら一番言われるんだよね、町民の人に。だからそういうのを心がけてほしいんですが、どうですか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 今、千葉議長からお話がありました、ちょっと詳細までは、お風呂の送迎の関係も聞いてはいなかったんですが、取り組み状況も確認しながら、保健福祉課としても、該当になる人が実際にいるかどうか、そういったあたり、少し他課と打ち合わせしながら進めて行けたらなと思いましたので、みんながみんな対象になるかというのはもちろんありますが、確認からしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） このスケジュールでいくと、アンケート内容は固まっていて、これ以上付け加えたり削減したりできない内容だと思うので、言ってもしょうがないことかもしれないませんが、健康増進計画ということで、口の中が大事ということで、歯についてとか食事について、運動についてを聞いていて大事な点なんですけど、部分的に特に高齢者は目とか耳とか、そういうところも、あと足腰ですか、そういう全身のことについて、いつかアンケートの中に盛り込めるようなことを考えてもらえたらなって希望です。答えはいいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【環境水道課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは公衆浴場対策事業について、ご報告よろしく願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 環境水道課、今日報告するものが二本と、その他ということでお知らせが一本でございます。

まず一番目の公衆浴場の対策事業についてです。平成 29 年に昭和湯さんが臨時休業して、その後、遊楽亭の善意によってバス運行が開始されました。平成 31 年からは町による直営でのバス運行を継続してまいりました。

また昭和湯開催へ向けた改修については、昨今の半導体や電子部品の不足など、熱交換器の製作に時間を要しているということでしょうかっております。

こうした中、現在は建設課の直営によるバスを運行実施してございますが、冬期間は除雪業務がございませう。また環境衛生係の対応が本来業務への影響が生じるため、この度10月より民間委託での事業継続ってかたちをとらせていただきたいものでございませう。

詳細の説明について、環境衛生係長よりご説明いたします。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 公衆浴場対策事業について説明いたします。

順に沿って説明いたします。

1 事業の目的、公衆衛生の向上及び増進並びに、住民福祉の向上に資するために住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めませう。

2 事業趣旨、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律において、公衆浴場の経営の安定を図る等、必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないと規定されており、法の趣旨等を踏まえ、市街地に入浴施設がない現在の状況を考慮した臨時的対応といたします。

3 対象者は、自宅に入浴施設がない方のうち、車などを所有していない方。あくまでも法律は、入浴施設がない方、自宅風呂なしに対する公衆浴場の利用の機会の確保に努めるものとなつていませう。

4、期間は、昭和湯がオープンするまでの期間限定とします。

5 事業内容は、①ハイヤーによる、はびあから遊楽亭の送迎とします。②利用するためには、事前予約制1週間前までに予約することとし、総合病院とのローテーションサイクルにより、ハイヤー業者2者への民間委託といたします。ハイヤーを準備する都合がありますので、利用する日の1週間前までに、ハイヤー業者へ申し込むことといたします。総合病院が業務でハイヤー業者2者を、3ヶ月ごとのローテーションを決めて利用していませうので、入浴ハイヤーも被らないように、同じく運行します。

6 曜日及び時間につきましては、現行と同じといたします。①実施曜日は、月曜日、水曜日、金曜日といたします。②実施時間は、行きは、はびあ発14時30分、遊楽亭着14時45分、帰りが、遊楽亭発16時00分、はびあ着16時15分です。

7 予算額は、①令和5年度補正予算では、10月から3月までの半年分を、送迎に係る費用170万円程度を計上して、進めさせていただこうとするものであります。②令和6年度当初予算につきましては、1年分340万円程度を計上させていただこうとするものであります。以上で説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて何か質問、ご意見ありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 抜けてるんですけども、これいつからこの方式を取るのかということと、利用者への利用する対象者への説明方法、今週はこっちのハイヤーですとかタクシーですとか当然ローテーションでやるから教えないとないし、その辺対象者分かつていと思うので、直接やると思うんですけど、どういふうなかたちで周知するのか教えてください。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 該当者はこちらのほうでわかっているので、文書をもって親切に、直接説明したいと思います。10月からの予定といたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 今係長から説明しましたが、基本的には月、水、金って曜日貼付けになるので、ある程度チラシ的なものを作りまして、この日はこちらの業者さん、この日はこちらの業者さんということで示したいと考えています。

そのチラシには当然ハイヤー会社の連絡先やそういった発着の時間という部分も含めたかたちでチラシ的なものも考えています。

時期については10月から開始で考えています。ですので補正予算、今回予算がないので9月の補正予算で上程させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） もう一点。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 続いて、さっき保健福祉課にも言ったんですが、今回の部分はお風呂無し、そして車無しって人を対象にすると。環境衛生のほうからしたらこの部分になるのは当然だと思うんだ。だからそれはそれとして、でも今実際やっている中でお風呂あるけど来てるよって人も中にはいると思うんだよね。でもその人のなぜ来てるのと言ったら、お風呂掃除できないとか、だから自宅にお風呂があっても来てる人が、たとえばいたとしたら、そしたらこれ、その人たちはこの制度に乗って利用できない、ルール決まってるからね。それで、でもその人たちは今度介護のほうになったら清掃できないということで、日常生活動作が低いということで、要支援くらいにはなるんじゃないかなって、要介護1になるとか。でも制度を知らないから私こっちに来ていましたって人が紛れ込んでいるかもしれない、そしたらわざわざ親切丁寧に係長が言うように説明されるなら、そういう対象者の人たちに、保健福祉課にも話しをしておいたので、そっちの制度をあるんだとか、そういう部分がお風呂はこっちは使えないけれども、逆に介護保険で使えるんですって部分の取り組みとか、そういう部分も説明の中でしてあげるとか、これまでもいたとしたら、対象者分かっているならね。実際に漏れる人分かるわけだから、今度ルールがはっきりするわけだから、その中にそういうような、介護保険的なことでサービスができる可能な人であるなら、そっちに繋いであげるとかっていうのが、我々議会はさ、ワンストップサービスっていつも言ってるんだけど、そういうのもワンストップサービスに繋がられると思うので、もしもそういう対象者の中で今回漏れるなど、そしたら救済措置で、違う課でサービス受けれるものがあれば、ちょっと配慮してくれることが丁寧に説明することに繋がると思うので、よろしく願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） その辺ですね、保健福祉課としっかりと連携したいと考えております。おっしゃるとおり、対象者把握しているので、その辺はしっかりと説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） これ事前予約制って一週間前に電話しないとならないっていうのは凄く大変だと思うんですけども、これまではバス停で待ってたら載せてもらえたんだと思うんですけども、これ何とかならないんですか、決まっているなら何曜日はこの人が行くみたいな感じで予約の仕方ってもっと楽にならないですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） ハイヤー配車の関係があるので、これどうしても事前予約制ということで考えました。それで実際に、その日に何名来るか分からないとなると、業者さんもハイヤーの手配が何台用意しているとか困難になるので、これについては申し訳ありませんが事前予約制ということでやらせていただきたいと考えています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

一つなんです、これお風呂の時間は1時間15分ですよ、皆さん男性だから分からないかもしれませんが、高齢者の方からは特に女性、年取ると歩いてお風呂場まで行くにも時間がかかるし、冬場だといっぱい着ているから脱いだり着たりに時間がかかるし、1時間15分ならとっても大慌てで、汗が書いてお風呂に入った意味がないって意見が何件か出ていたんですね、今まで。もし病院との送迎の関係もあるから難しいかもしれないけれども、遊楽亭を4時15分に出るって、たった15分というけれどもその15分が大きいので、もし病院との関係で余裕があるなら15分くらい時間を伸ばしていただけないかなって声もあるので、検討をお願いします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 時間についてはまだこれ確定したものではなくて、今の運行状況に当てはめた時間で設定しているので、対象者の方にそういった要望があるなら、その辺、都合を変えて設定することは可能だと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） すみません、一週間、佐藤委員さんの補足というか続きですが、1週間前に予約するんですけども、でもしてなかったけれども、もし予約している人が誰かいたらあとで遅れてもそれは可能なんですか。過ぎてても。一週間過ぎてたら予約できないとかではなくて、対象の人がもしそこに一人いた場合、あとで突然この日行きたいってことって受け入れてもらえるんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） その辺は多分業者さんの、先ほどの繰り返しになりますが、配車の都合があるので、対応が可能な場合もあるかもしれませんが、原則は一週間前で予約していただきたいということで考えてございます。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉議長。

○議長（千葉 隆君） 俺、事前にこういう一週間前にこれ貰ってたから、その利用者の人に聞いたら私一週間前だったら1年分予約するって。だからみんな1年分予約したらこのやり方やってたら、そしたら必ず出てくると思うんだよね。だからその辺ちょっとどうかな、良いのか悪いのかって部分があるから精査したほうがいいかもしれないって。聞いてたら1回1回やるより、電話代がかかるから1週間前なら1年後でも2年後でも、たとえば1年分予約してしまうってその人は言ってたから、俺より賢いなって。

そしたら逆に休むときだけごめん、後でって。まずは予約しといてって。だからそういうやり方に、きっと一人そういう発想になったら、みんなそういうふうにしなさいってやると思うんだよね。最初からやるかどうかは別にして、後になるか。その辺の対応は考えたほうが、暇だからこの人達、しっかり考えるからその辺は。良いか悪いか別にしてでも、参考にしてくれたら。きっとそういうふうになると思うよ、みんな。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 事前予約制ですね、この辺運用の関係もう一度考えたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 一週間前なら体調崩したりなんかしていけないこともある。取り消し方法のほうが大事かもしれませんね、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。なければ2番目、建築物の解体時等における残置物の適切な取り扱いについて、よろしく願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 二本目です。建築物の解体時における残置物の適切な取り扱いについてということです。建築物の解体時に、所有者が残した廃棄物、いわゆる残置物と言われるものでございます。あと建築物が解体したときに生じるごみ、これはいわゆる解体物になります。この残置物はいわゆる解体物と異なりまして、適正に処理を行う必要があるということでございます。

昨今の、特に空家の解体工事を円滑に進める目的と、また残置物を適正に処理をするという考え方をもとに、今後解体事業者においても、一般廃棄物の収集運搬業を臨時的に許可しようとするものでございます。詳細について環境衛生係長より説明させます。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 残置物の適切な取り扱いについて順に説明したいと思います。

1 残置物の処理、解体物は、木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物とは、建物を解体しようとする前に、建物所有者の不用家具、家電、布団、衣類、雑誌など、所有者が残していったゴミのことであります。その排出状況及び性状により、一般廃棄物または産業廃棄物と分かります。

残置物が、一般廃棄物である場合、その処理を委託するためには、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要があります。

2 残置物に伴う一般廃棄物収集運搬業の許可について、建築物の解体等の際に残された残置物処理に限り、審査基準に適合している場合は、解体事業者においても一般廃棄物収集運搬業を臨時的に許可いたします。なお、解体工事終了後は、速やかに廃止届を提出していただきます。

3 許可対象について、申請者は、八雲町に事業所の本店を置いている法人、または八雲町民に限定します。

4 審査基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるもので、2ページ目をお願いします。一般廃棄物収集運搬業の許可について、関係法令を載せております。

法令の定めでは、第七条、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域、運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。こととなっています。つまり、人のごみをお金をもらって運搬する仕事は、町から一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

第5項の、市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないことになっています。

第一号、当該市町村による一般廃棄物の収集または運搬が困難であること。

第二号、その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであることになっています。環境省令の第二条のニは、許可の基準を示しております。

一項施設に係る基準、イ、一般廃棄物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ、積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二項申請者の能力に係る基準、イ、一般廃棄物の収集または運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

ロ、一般廃棄物の収集または運搬を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

四項、申請者が次のいずれにも該当しないこと、イ、心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として、環境省令で定めるもの。

ロ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者となっています。

3 ページは割愛させていただきます。

4 ページをお願いします。審査基準は、上記法令の規定に適合していることとします。標準処理期間は 30 日とします。

1 ページに戻っていただきまして、5 提出書類についてです。

申請に必要な書類は、別表のとおりであり、5 ページをお願いします。一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る提出書類一覧であります。

これまでの申請書類から、この度追加した書類があります。環境省令の許可基準にありますが、11 番の申請者の能力であります。

許可通知書または講習会終了証のいずれかの写しを必要とします。備考欄に解体業者が提出する書類は、備考欄の建築業許可通知書、解体工事業とします。一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける業者は、一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習、有効期限 5 年、または産業廃棄物収集運搬課程、有効期限 5 年、（特別管理）産業廃棄物収集運搬課程（更新）有効期限 2 年のいずれかを受講することによって、申請者の廃棄物の能力に係る基準を満たすこととなります。

次に、15 番の納税を証明する書類であります。同じく基準の中で、一般廃棄物の収集運搬を適格に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。を設けておりますので、備考欄の直近の法人税、所得税、住民税、事業税、八雲町固定資産税が必要となります。以上で説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問、ご意見ありませんか。なければその他ということでもよろしく願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 最後にお知らせになります。

北海道のほうから、水道広域連携推進プランが策定されました、ということで通知がございました。その中で市町の議会にもお知らせするように通知がございましたので、概要について簡単に業務係長よりお知らせいたします。

○業務係長（松本俊紀君） 委員長、業務係長。

○委員長（赤井睦美君） 業務係長。

○業務係長（松本俊紀君） 報告事項 3 その他ですが、先ほど課長からも説明があったとおり、この度、北海道において、水道事業における市町村の区域を超えた広域連携の推進に向けて、北海道水道広域連携推進プランが策定されました。

こちらについては、国が水道事業の持続的な経営を確保していくために、人口減少に伴う料金収入の減少や、人材不足による技術継承の問題などの課題解決に向けて、広域連携による経営基盤の強化の必要性を唱え、これを進めるため、広域連携推進プランの策定を各都道府県に対し要請しました。この度、北海道においても、この要請に基づいて北海道水道広域連携推進プランが作成されて、このことについて、各自治体に対して各種町村議会への周知の依頼がありましたので、本日プランの概要版について皆様方にお配りいたしました。

詳細をお読み取りいただきたいと思いますが、この広域化推進については、料金また財政状況、施設整備水準の事業体格差など、さらには北海道という広大な地理的要因などの様々な課題から、八雲町においては、現段階では現実的ではないと考えております。あくまで北

北海道が策定したプランであることをご理解いただければと思います。またプランについては資料の8ページに記載しております通り、北海道のホームページに掲載されていますので、併せてお知らせいたします。

以上、簡単ではございますが、北海道における水道広域連携推進プランのお知らせとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについてはよろしいですか。以上で終わります。ありがとうございました。

【環境水道課職員退室】

◎ 協議事項

○委員長（赤井睦美君） それではお昼になってしまったんですが、協議事項の①ということで、今回視察に行く小学校二つに対してあらかじめ質問事項を向こうへお送りして、そして当日スムーズに話し合いが進んだらと思っています。何か皆さんからこういうことを聞いてみたいというのがありましたら。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） 今月いっぱい皆さん質問事項を考えていただいて事務局のほうにメール等でお送りください。よろしくお願いいたします。

その他で皆さんからなにかありませんか。事務局からなにかありませんか。

○議会事務局長（三澤 聡君） 次回は8月の17日。

○委員長（赤井睦美君） 次回は8月17日木曜日ということでよろしいですか。

じゃあ皆さん今月いっぱいですので、質問よろしくお願いいたします。遅くまでお疲れ様でした。

[閉会 午後12時03分]